

山口県立総合医療センターエレベーター内広告掲出実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県立病院機構広告取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、山口県立総合医療センターが管理する本館（以下「本館」という。）の建物等内部の壁面等への広告掲出について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、要綱及び山口県立病院機構広告掲載基準（以下「基準」という。）で使用する用語の例による。

(広告掲出の場所及び規格等)

第3条 広告を掲出する場所、規格、種類、数量及び位置は、次のとおりとする。

場 所	規 格	種 類	数 量	位 置
外来用エレベーター内壁面 (1号機、2号機、7号機)	B2判縦 (縦728mm×横515mm)	ポスター	5枠	センターが指定する位置

(募集)

第4条 広告を本館に掲出できる者（以下「広告掲出者」という。）は、公募により募集する。

(決定)

第5条 山口県立総合医療センター院長（以下「院長」という。）は、前条の募集に対し、応募があったときは、要綱及び基準に基づき、応募者及び応募の内容について審査し、広告掲出者を決定する。

2 院長は、前項の決定を行ったときは、その結果を速やかに応募者に通知しなければならない。

3 院長は、第1項の規定により決定した広告掲出者が、第6条に規定する契約の締結を行わないときは、当該決定を取り消すものとする。

(契約の締結)

第6条 院長は、前条により使用許可を受けた広告掲出者と、広告掲出に関する契約（以下「契約」という。）を締結するものとする。

(広告内容等の審査及び修正)

第7条 院長は、広告掲出者が掲出しようとする広告の内容等が明らかとなる資料を、あらかじめ広告掲出者に提出させ、これを審査するものとする。

2 院長は、前項の審査において、広告の内容等が要綱及び基準に反すると判断したときは、広告掲出者に対し、広告の内容等の修正等を指示するものとする。なお、広告が掲出中であっても同様とする。

(契約の解除)

第8条 院長は、広告取扱業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに、契約に定める広告料の納付がない場合
- (2) 契約の定めを違反した場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出を継続することが適当でないと院長が判断した場合

(広告料の還付)

第9条 徴収した広告料は還付しない。ただし、特別の理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(雑則)

第10条 この要領に定めるもののほか、取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成24年3月8日から施行する。